

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-07	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	空閑
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-16-01	受験生チャレンジ支援貸付事業					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 27年度 <input type="checkbox"/> 26年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	23年度	根拠	荒川区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続支援実施要綱			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び、高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの使用に必要な資金を貸し付けるための申込み手続及び償還等の相談及び支援を実施することにより、低所得世帯の子供を支援することを目的とする。						
対象者等	中学3年生、高校3年生等の子どもがいる一定所得以下の世帯						
内容	<p>子どもの学習塾等の受講費用や、高等学校および大学の受験料に必要な資金を無利子で貸し付けるための申込み手続及び償還等の相談及び支援を実施する（荒川区社会福祉協議会に業務委託）</p> <p>(1) 学習塾等受講料貸付金 入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料を貸付。 ○対象：中学3年生、高校3年生 ○貸付限度額：200,000円</p> <p>(2) 受験料貸付金：高等学校及び大学の受験料を貸付。 ①対象：中学3年生 貸付限度額：27,400円（1校あたり23,000円まで、4回分の受験料まで貸付可） ②対象：高校3年生 貸付限度額：105,000円（1校あたり35,000円まで、3回分の受験料まで貸付可）</p>						
経過	平成20年7月	東京都と荒川区において生活安定応援事業（「就職チャレンジ支援事業」「生活サポート特別貸付事業」「チャレンジ支援貸付事業」）委託契約締結					
	平成20年8月	荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結					
	平成20年8月19日	生活安定応援事業開始					
	平成23年3月末	平成22年度をもって生活安定化総合対策事業終了（3カ年の時限事業及び国に類似の事業があるため）					
	平成23年4月	「チャレンジ支援貸付事業」については、相談件数等も多く、他の類似制度も整備されていないため、新たに「受験生チャレンジ支援貸付事業」開始					
必要性	国の低所得者・離職者対策事業として全国的に実施している事業であり、低所得者世帯の子どもを支援するために必要な事業である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		都	14,950	14,950	6,556	6,228	6,212	6,500
	地域福祉推進都包括補助金	14,102	13,394	5,868	6,095	5,685	6,500	6,795
	その他	3,258	3,488	847	1,239	832	1,159	
	一般財源		1,162	311	484	338	488	
	【事務分担量】 (%)	40	40	10	15	10	15	
	合計 (①+②+③)	17,360	18,044	7,026	7,818	6,855	8,147	6,795
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	チャレンジ支援貸付 (人)	41	200	110	221	227	214	220
	就職チャレンジ支援 (人)	68	41					
	生活サポート特別貸付 (人)	11	39					
	相談件数	1115	1214	735	989	811	881	940

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	業務委託	5,685	委託料	業務委託	6,500	委託料	業務委託	6,795

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	受験生チャレンジ支援貸付事業	989	811	881	940	1000	相談数
②							
③							

（問題点・課題 分析）	相談件数（延べ件数）に対して28%の貸付決定である。連帯保証人を立てることが困難なケースが多く申請につながらない。（親を連帯保証人にしたいが、年金のみの収入である。収入が基準以下である。依頼できる人がいない。） また、当制度が比較的新しいこともあり、今後も区民に対する一層の周知活動及び方法を充実させる必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 社会福祉協議会へ委託実施 10区、直営 12区
他 区 の 実 況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	対象学年にリーフレットの送付及び広報誌に掲載し周知を行う。	区報や区掲示板への掲示時期や周知活動先を工夫したことにより、効果的な周知を行うことができた。	学校や学習塾以外にも、保護者に対する直接的な周知が図れるよう、区内掲示板やポスター掲載を定期的に行っていく。
②	中学校長会等に出席し、学校からも生徒や保護者に広く周知してもらうように依頼する。	当制度を必要とする生徒や保護者に知ってもらうために、教育関係者と連携することで周知の効果を高めることができた。	今後も引き続き中学校等と連携を図り、生徒や保護者に対する当事業の周知を図っていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	23年度から受験生チャレンジ支援貸付事業として新たに実施した事業であるが、利用者からも好評を得ており、今後も利用希望者の増加が見込まれる。

況 議 会 （ 要 質 問 状 ）	
---	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-08	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	災害援護資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名
		担当者名	田中	内線
				2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-17-01	災害援護資金貸付事業費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	23年度	根拠	災害弔慰金支給条例、特別災害援護資金貸付要綱、災害援護資金等貸付利子補給要綱
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	10	低所得者の自立支援	
目的	東日本大震災により負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行なう。			
対象者等	東日本大震災を原因として、下記のいずれかに該当する区民 (1)世帯主が概ね1か月以上の療養を有した世帯 (2)自身が所有し、居住する住居が全壊（全焼）又は半壊の被害を受けた世帯 (3)現に居住する住居内における家財がその総額の3分の1以上の被害を受けた世帯			
内容	<p>【貸付の種類と限度額】</p> <p>①国制度…法律に基づく区条例により、住居・家財の損害状況に応じ150万円から350万円までを貸付。 ②都制度…都の要綱に基づく区の要綱により、国制度の上乗せとして150万円まで貸付。</p> <p>【所得制限】 4人世帯の場合、総所得が730万円未満（世帯の人数に応じて制限額が定められている）</p> <p>【貸付対象】 以下のいずれかに該当する区民 ①世帯主が1か月以上負傷、②家財の3分の1以上に損害、③住居が全壊、半壊、滅失</p> <p>【利率】 ①国制度…年1.5%（保証人有の場合は無利子） ②都制度…年0.5%（保証人有の場合は無利子）</p> <p>【償還期間】 13年以内（据置期間6年） 【申請期限】 平成30年3月31日</p> <p>【利子補給制度】 連帯保証人を立てられず、貸付金の償還に利子が発生するものに対し、据置期間経過後の償還初年度から償還期間満了まで区が利子補給を実施する。（荒川区災害援護資金貸付利子補給要綱）</p>			
経過	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、都内被災者は「災害救助法」の適用を受けた。国は、平成23年5月2日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等を公布・施行し、災害援護資金に関しても特例措置を講じた。</p> <p>都は、震災による被災状況が甚大であることから、東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき、荒川区特別災害援護資金貸付要綱が制定され、災害援護資金のみでは必要資金が不足する世帯に対し、不足部分の貸付を行うことになった。</p> <p>【荒川区生活再建支援事業（単年度事業）】</p> <p>災害援護資金貸付とは別事業として、東日本大震災で住家に全壊、大規模半壊または半壊の被害を受け、その被災状況が災証明等で確認できる世帯で、生活の再建のため住宅の購入、補修、賃借等を行った世帯の世帯主を対象に費用を補助。 ●再建方法：賃借…23世帯（補助額計4,542,160円）、補修…1世帯（補助額152,250円）※東京都による2分の1の補助有。</p>			
必要性				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 貸付限度額は、世帯主に負傷がある場合とない場合に分けられ、その中でも①負傷のみ②家財の3分の1以上の損害③半壊④全壊、などの種別により規定されている。			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額			51,362	5,000	3,200	3,200
①決算額（27年度は見込み）			0	0	0	0	3,200	
②人件費等			1,694	413	416	386		
③減価償却費			622	161	169	163		
【事務分担当】（%）			50	5	5	5		
合計（①+②+③）		0	0	2,316	574	585	549	3,200
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		0	0	2,316	574	585	549	3,200
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	災害援護資金貸付件数			0	0	0	0	
	生活再建支援事業・賃借世帯数			23	0	0	0	
	生活再建支援事業・補修世帯数			1	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
貸付金		0	貸付金		0	貸付金		3,200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	貸付件数	0	0	0	0	0	
②							
③							

（問題点・課題分析）	災害援護資金貸付事業は、被災者の生活再建において重要な役割を担う制度である。特例措置により貸付要件等が緩和されたところであるが、貸付であるため被災者に返済の負担がある。また、被災世帯が高齢世帯であるなど、貸付が困難な場合がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成30年まで申請が可能であるため、随時周知をしていく。	平成30年まで申請が可能であるため、ホームページで周知を行った。	平成30年まで申請が可能であるため、問い合わせがあれば対応していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	臨時福祉給付金給付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	山下
				内線	2611		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-18-01	臨時福祉給付金給付事業費					
事務事業の種類	●新規事業（○27年度 ●26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 26年度		根拠	荒川区臨時福祉給付金支給事業実施要綱			
終期設定	●有 ○無 27年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、低所得者に与える負担の影響を緩和するため、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として、給付を行う。						
対象者等	平成27年1月1日において住民基本台帳に記録されており、市町村民税（均等割）が課税されていない者 ※ただし、市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護の受給者等は対象外 ◆荒川区：約48,000人（全国：約2,200万人）						
内容	①実施主体 区市町村 ※給付事業の実施に要する経費は国が補助（補助率10/10） ②給付額 一人につき6,000円 （平成27年10月から平成28年9月までの、増税に伴う食費の負担増に相当する額） 参考：子育て世帯臨時特例給付金 平成27年6月分の児童手当受給者に対し、対象児童一人につき3,000円を支給。 ◆荒川区：対象児童約23,000人（全国：約1,630万人） ※臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金どちらの支給要件も満たす場合、両方の給付金を受給できる。						
経過	平成26年度 支給対象者一人につき10,000円、年金受給者等は一人につき5,000円加算、 子育て世帯臨時特例給付金との併給不可 7月 セントラル荒川ビル3階にて申請受付開始 12月 申請受付終了 平成27年度 支給対象者一人につき6,000円、加算措置なし、 子育て世帯臨時特例給付金との併給可 9月 セントラル荒川ビル3階にて申請受付開始予定						
必要性	消費税増税に伴う経済対策として全国的に実施している国の事業であり、低所得者世帯の日常生活を支えるために必要な事業である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 電話案内、申請受付、審査及び支給決定等、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給に係る業務を包括的に外部委託して実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額					0	688,363	407,086	
①決算額（27年度は見込み）					0	489,070	407,086	
②人件費等								
③減価償却費								
【事務分担当】（%）								
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	489,070	407,086	
特定財源						489,070	407,086	
国								
都								
その他								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移								
	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	申請書総発送件数（件）						37,842	
	申請受付件数（件）						23,602	
	支給人数（人）						29,932	
	不支給人数（人）						2,223	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			負担金補助等	臨時福祉給付金事業費	377,292	負担金補助等	臨時福祉給付金事業費	293,398
			委託料	申請受付業務等委託	89,740	委託料	申請受付業務等委託	83,197
			使用料等	事務所賃借料	13,588	使用料等	事務所賃借料	14,100
			役務費	郵便料、振込手数料	6,575	役務費	郵送料、振込手数料	11,716
			需用費	印刷製本費	1,025	需用費	事務所原状回復工事	2,750
			職員手当等	時間外勤務手当	760	職員手当等	時間外勤務手当	1,710
			報償費	プロポーザル外部委員等への謝礼	91	報償費	プロポーザル外部委員等への謝礼	203

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 申請人数に対する支給人数の割合（％）			93.1	93.1		支給人数／申請人数
	② 申請人数に対する不支給人数の割合（％）			6.9	6.9		不支給人数／申請人数
	③						

（問題点・課題分析）	申請書類が煩雑であったことから、問い合わせや添付漏れが多数あった。より一層申請率を上げるため、添付書類の省略化を含め、簡易に申請できる工夫が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	送付する申請書に、予め対象者の氏名、口座情報（昨年度支給の場合）を印字するなど、簡易に申請できる工夫をこらす。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	休止・完了	平成27年度臨時福祉給付金により、平成28年9月分まで対応することになっている。平成28年10月以降分については、国の平成28年度予算案の編成過程で検討、決定される。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-13	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	生活困窮者自立支援事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名
		担当者名	吉田	内線
				2624
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）				
事務事業の種類	●新規事業（●27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	27年度	根拠	生活困窮者自立支援法、荒川区生活困窮者自立支援事業実施要綱等
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	10	低所得者の自立支援	
目的	生活保護に至る前段階である生活困窮者からの相談を受け、関係機関へ繋ぐ、または必要に応じて支援プランを作成し関係機関と連携しながら就労支援や住居確保給付金支給等を行うことにより、生活困窮者が生活保護に至ることを防止するとともに、自立の促進を図る。			
対象者等	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。			
内容	<p>荒川区自立相談支援機関である「仕事・生活サポートデスク」において、仕事、生活及び住居等に不安を抱える生活困窮者からの相談を受け課題を把握して、複合的な課題がない場合は他機関へ繋ぐ。複合的な課題がある場合は、支援プランを作成し社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関と連携しながら就労支援や住居確保給付金支給等の支援を行い、自立の促進を図る。</p> <p>住居確保給付金とは、離職者等で住居を喪失している者または喪失する恐れのある者のうち、就労能力及び勤労意欲のある者を対象として、家賃相当額を支給するとともに相談支援員による就労支援等を実施し、安定した住居の確保と就労の自立を図るものである。住居確保給付金の概要は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支給額（上限額） 単身世帯 月額53,700円（複数人世帯の場合、世帯人数により増額あり） 2 支給期間 原則3か月だが、要件を満たす場合は3か月毎に最長9か月まで延長可能 3 支給方法 貸し主等へ代理納付 4 支給中に常用就職に向けた複数の就職活動要件の履行義務あり。怠った場合は支給を中止する。 			
経過	<p>生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業と住居確保給付金を必須事業とし、就労準備支援事業及び一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業等を任意事業とする「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月1日に施行され、福祉事務所設置自治体で実施することとなった。</p> <p>これに伴い、国の経済危機対策として平成21年10月より実施していた「住宅支援給付事業」が平成26年度末で終了となり、生活困窮者自立支援制度における「住居確保給付金」として平成27年4月1日から実施された。</p>			
必要性	第2のセーフティネットとして全国的に実施が開始された事業であり、国としても今後の充実を図る方針を示しており、必要性は高い。			
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）</p> <p>常勤係長と非常勤相談員2名の計3名を配置。生活福祉課、障害者福祉課、就労支援課、子育て支援課等関係部課、ハローワーク、社会福祉協議会等問題解決に繋がる関係機関との連携による対応。</p>			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額					0	0
①決算額（27年度は見込み）						0	0	12,672
②人件費等								
③減価償却費								
【事務分担当】（%）								
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	0	12,672
特定財源	国							8,949
	都							
	その他							
一般財源		0	0	0	0	0	0	3,723
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	仕事・生活サポートデスク相談件数	478	1618	1084	1486	1100	1027	1674
	うち住居確保給付金等相談件数		931	645	732	516	395	555
	住居確保給付金新規支給決定者数 （平成26年度以前は住宅支援給付）	26	54	31	21	13	9	18

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						報酬	非常勤報酬	4,977
						共済費	非常勤職員社会保険料	720
						旅費	非常勤職員旅費	8
						需用費	消耗品費、印刷製本費	1,520
						委託料	就労訓練費業務委託料	1,296
						備品購入費	事務室用什器	300
						扶助費	住居確保給付金	3,851

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 支援プラン作成者の常用就職率（%）				40	40	無期または6か月以上の就職
	② 支援プラン新規作成者数				20	30	
	③ 仕事・サポートデスク相談件数				1700	2000	

（問題点・課題分析）	<p>27年8月現在、任意事業を実施していないため、入口（相談支援）はあるが出口（支援メニュー）が無い状況である。</p> <p>任意事業である就労準備支援事業の未実施により、適切な就労（準備）支援の実施が困難であり、国の目指す積極的・効果的な就労（準備）支援に結びついていない。</p> <p>相談者の課題が精神疾患等のメンタル面に起因するケースが多いため、自立相談支援事業に精神保健福祉士等の専門職の配置の必要性が高い。</p> <p>新制度のため、今後も区民に対する一層の周知活動及び方法を充実させる必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、全特別区で実施。</p> <p>任意事業は22区が実施。（平成27年度中の実施予定区を含む）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	就労準備支援事業等の任意事業を実施し、就労（準備）支援メニューを充実させる。
②			自立相談支援事業に精神保健福祉士等の専門職を配置する。
③			区民に対する一層の周知活動及び方法を充実させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	<p>国は今後の充実を図る方針を示し、都は「東京都長期ビジョン」において、任意事業を都内全域で実施するための総合的な支援体制の整備を29年度末までに実施する政策目標を掲げている。</p> <p>積極的に推進する必要がある。</p>

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-01	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	生活保護事務費		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	
			担当者名	三森	内線	2621	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠	生活保護法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	生活保護法に基づく事務の執行に要する経費を支出						
対象者等	生活福祉課職員及び被保護者等						
内容	1 生活保護法に基づく事務の執行に要する経費 嘱託医の設置費（内科医2名（火、木曜各1名）・精神科医1名（月曜）） 資産調査専門員配置（2名） 介護扶助適正化指導員（ケア・マネージャー）配置（1名） 面接・相談嘱託員配置（1名） 一般需用費（医療台帳、保護決定書、保護費支給袋等印刷代、保護手帳等生活保護関係図書購入費等） 旅費（資産調査専門員、介護扶助適正化指導員旅費） 役務費（被保護者通知、戸籍照会、金融機関等への調査郵送料等 現金書留払、督促状郵送料） 委託料（医療費支払事務、要介護認定調査、介護費支払事務、レセプト点検、施設委託事務費、生保システム関係経費、精神保健福祉業務、高齢者居宅介護支援事業業務） 2 その他経費 委託料（家財整理委託） 使用料・賃借料（山谷地区越年対策用自動車借上げ） 報償費（越年対策事業）						
経過	平成5年度 委託料 家財整理委託 新規予算措置 平成12年度 生活保護システム更新4月稼働 介護扶助新設、医療券と診療報酬明細書が分離 平成13年度 レセプト点検委託 平成15年度 保護施設委託事務費新規予算措置（支援費制度導入により） 平成17年度 生活保護システム関係経費新規予算措置 平成18年度 資産調査専門員配置（平成23年度より増配置） 平成20年度 生活保護システム一部修正（中国残留邦人等支援給付制度導入） 平成21年度 精神保健福祉業務委託 平成22年度 介護扶助適正化指導員配置 平成24年度 越年対策事業経費移行 ケースワーカー業務（高齢者医療、介護支援事業）の一部委託 平成25年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託						
必要性	生活保護事業を実施するための必要経費						
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 委託業務：医療、介護扶助費支払等事務・要介護認定調査（10割）・保護施設委託事務・家財整理・レセプト点検・生活保護システム運用・精神保健福祉業務・高齢者居宅介護支援事業						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	37,980	102,131	51,556	62,192	100,294	104,824
①決算額（27年度は見込み）		37,247	72,078	48,149	58,370	97,782	97,063	112,188
②人件費等		18,530	23,545	34,434	30,235	25,403	25,655	
③減価償却費			10,313	16,328	14,522	13,520	13,004	
【事務分担当】（%）		315	355	525	450	400	400	
合計（①+②+③）		55,777	105,936	98,911	103,127	136,705	135,722	112,188
特定財源	国 生活保護適正実施推進事業費補助金	14,407	36,586	17,220	23,671	62,120	16,533	47,826
	都 緊急雇用創出事業臨時特例補助金等	129	151	141	149	4,207	50,582	0
	その他 雑入	0	54	0	1	1	1	1
一般財源		41,241	69,145	81,550	79,306	70,377	68,606	64,361
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	介護扶助審査判定件数	116	138	143	140	144	157	160
	レセプト点検総件数	131,006	140,475	150,758	154,813	159,373	158,630	157,000

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	システム保守、レプト点検等	68,767	報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	15,179	報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	15,180
報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	15,148	共済費	資産調査員等	1,378	共済費	資産調査員等	1,502
役務費	生活保護関係郵送料	10,690	報償費	越年対策事務従事	133	報償費	越年対策事務従事	265
共済費	資産調査員等	1,480	旅費	資産調査員等	14	旅費	資産調査員等	25
需用費	生活保護手帳等	1,420	需用費	消耗品・印刷製本等	1,488	需用費	消耗品・印刷製本等	1,564
報償費	越年対策事務従事	159	役務費	生活保護関係郵送料	12,122	役務費	生活保護関係郵送料	11,628
負担金補助等	社会福祉主事資格認定通信講座受講料	67	委託料	システム保守、レプト点検等	66,749	委託料	システム保守、レプト点検等	82,024

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	レプト点検過誤返還金(千円)	53,445	50,108	52,141	51,898	-	レプト点検実施により過誤が判明し、医療機関に返還金を請求
②							
③							

(問題点・課題分析)	○被保護者数の増加等に加え、ジェネリック医薬品の利用促進や難病医療費助成制度の拡充等、レセプトデータを活用した業務効率化の必要性が高まっている。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	レセプトの電子化、レセプト点検の業務委託化により、効率的な点検・審査を行う。	電子化したレセプトの業務委託による点検を活用した結果、過誤請求の早期発見につなげることができた。	電子レセプトデータの利用をさらに進め、ジェネリック医薬品の利用促進等に活用する。
②	資産調査専門員等各分野に精通した専門員の配置・業務委託により、より効率的できめ細かく業務を遂行する。	資産調査、就労支援等、専門員及び業務委託による対応によって、ケースワーカー業務を効率化し、充実させることができた。	各専門員及び業務委託の状況を精査し、より効率的で実情に沿った業務を推進する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	生活保護法に基づく事務の執行経費

況議(要質問)状	平成12年度	四定	区報による生活保護制度の周知について
	平成13年度	三定	区報による生活保護制度の周知について
	平成24年度	一定	保護課の相談カード様式の改善について
	平成25年度	二定	ケースワーカー業務の外部委託の導入について

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	就労促進事業		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	
			担当者名	荒木・本多・三森	内線	2621	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-02	就労促進事業					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	荒川区非常勤職員設置要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	就労意欲があり自立に向けて就業活動しているが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、専門の相談員を設置することにより就業の実現に必要な支援を組織的、効果的に行い、被保護者の自立を助長し生活保護の適正実施に寄与することを目的とする。						
対象者等	被保護者のうち稼働年齢層で就労の阻害要因がなく、かつ、就労意欲があり支援することにより就労が見込まれる者。						
内容	就労支援専門員（ハローワークOB等）の設置 1 対象者の選定 ・ 就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者 2 就労支援検討会 ・ 対象者、ケースワーカーとの三者間にて支援方針及び支援内容等を決定 3 具体的支援 ・ ハローワーク足立、就労支援コーナーあらかわ、JOB町屋等への同行及び各所職業相談部門担当者との連携 ・ 職業訓練受講及び資格取得等の斡旋並びに指導 ・ 求人情報提供、面接指導、履歴書・職務経歴書作成指導ほか ・ ケースワーカーとの連携（環境整備等） ・ 就労先開拓及び紹介、打診、面接同行 4 就労支援結果の確認 ・ 就労状況確認 ・ 就労支援継続の要否の検討						
経過	平成17年4月 事業開始（就労支援専門員 1名配置） 平成23年4月 就労支援専門員 1名増員 2名体制 平成25年12月 就労支援コーナーあらかわ（ハローワーク常設窓口）設置 平成27年4月 生活保護法改正（被保護者就労支援事業の法内化）						
必要性	被保護者に対し、就労を支援することにより自立を促進し、生活保護の適正実施に寄与する。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） ・ 就労支援専門員との面接（ケース毎の就労支援指導） ・ ハローワーク足立等への同行 ・ 会社訪問同行、面接等援助 ・ 就業状況確認及び就職後のフォローアップ ・ 就労支援継続の要否の検討						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		3,065	3,065	9,242	6,191	6,194	6,201	5,981
①決算額（27年度は見込み）		3,057	3,075	6,167	6,027	5,952	5,617	5,981	
②人件費等		424	436	0	0	0	0		
③減価償却費			145	0	0	0	0		
【事務分担当】（%）		5	5	0	0	0	0		
合計（①+②+③）		3,481	3,656	6,167	6,027	5,952	5,617	5,981	
特定財源	国	被保護者就労支援事業費国庫負担金	3,050	0	0	0	0	0	4,485
	都	緊急雇用創出事業臨時特例補助金		3,075	6,167	6,026	5,951	5,617	0
	その他								
一般財源		431	581	0	1	1	0	1,496	
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	就労支援対象者数		95	98	110	108	108	110	115

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	就労支援専門員報酬	5,446	報酬	就労支援専門員報酬	5,112	報酬	就労支援専門員報酬	5,460
共済費	社会保険料	487	共済費	社会保険料	492	共済費	社会保険料	497
旅費	ハローワーク等同行旅費	19	旅費	ハローワーク等同行旅費	13	旅費	ハローワーク等同行旅費	24
共済費		0						
報酬		0						
旅費		0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	就労人員(人)	72	86	47	66	70	25年12月就労支援コーナーあらかわ開設
②	就労自立世帯数(世帯)	61	53	64	66	70	
③							

問題点・課題 (指標分析)	<p>就労支援コーナーあらかわの開設により、失業後間もない被保護者が迅速に就労先を探すことができるようになり、就労による自立廃止数の増加につながった。</p> <p>これに伴い、就労支援専門員は就労経験の乏しい被保護者や失業からのブランクが大きい被保護者に重点を置き、よりきめ細かい就労支援を行う必要がある。</p>
	<p>（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区）</p> <p>港、墨田、大田、世田谷、杉並、練馬、足立、中央、新宿、江東、品川、中野、豊島、北、板橋、葛飾、江戸川</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	対象者の能力・適正・希望等に合わせた求人先を発掘し、紹介する。	就労支援専門員が求人先企業と積極的に連絡をとることにより、対象者に広い選択肢を用意し求職活動を支援することができた。	ハローワークに登録されている企業に対し、求人状況を就労支援員が直接確認し、より多くの求人先を開拓する。
②	一般就労では採用が困難な対象者に対し、履歴書作成指導、面接や講習会への誘導等、よりきめ細やかな支援を行う。	マンスリー就職説明会等への誘導を積極的に行った結果、対象者が自ら求職活動の範囲を広げることにつながった。	これまでの支援の充実を図るとともに、開拓した求人先と連携し、対象者との伴走型支援を強化する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	就労支援専門員の配置、相談・援助活動に要する経費

況議 会 (要 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-03	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	路上生活者等対策事業		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	
			担当者名	関口	内線	2635	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-03	自立支援事業					
	01-15-01	路上生活者対策事業分担金					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	路上生活者対策事業実施大綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者に対して、生活相談等を行うとともに、都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者の早期社会復帰に向けた支援を行う。						
対象者等	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者						
内容	<p>1 路上生活者の自立に向けた生活に関する相談等</p> <p>2 都区共同事業である「路上生活者対策事業」に基づき、設置された自立支援センター等の利用承諾承認（平成22年10月から緊急一時保護センターと自立支援センターを一本化し、新型自立支援センターとして再構築）。設置期間は5年間</p> <p>[自立支援センター事業]</p> <p>(1) 緊急一時保護 (2) 自立支援（就労支援） (3) 自立支援住宅（地域生活準備支援）</p> <p>[路上生活者対策施設の設置の考え方]</p> <p>(1) 新型自立支援センターは各ブロック1ヶ所設置、自立支援住宅は各ブロック50戸設置。</p> <p>(2) 施設の建設は、基本的に東京都が行う。施設の管理運営は特別区が行うものとし、特人厚が共同処理する。</p> <p>(3) 経費負担は都が2分の1、区は残りの2分の1の額の23分の1を負担する。</p>						
経過	<p>平成12年 7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協定締結、12月 自立支援事業開始</p> <p>平成13年 4月 荒川区に路上生活者自立支援相談員を設置、7月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結、11月 緊急一時保護事業開始</p> <p>平成15年 6月 路上生活者を対象とした民間の宿泊所の設置・運営について、近隣住民からの陳情を採択</p> <p>7月 宿泊所の設置に関する荒川区指導要綱、運営指導指針を制定・施行</p> <p>平成17年 2月 緊急一時保護センター荒川寮開設（平成22年2月閉鎖）</p> <p>平成18年11月 全ブロックに緊急一時保護及び自立支援センター設置完了</p> <p>平成20年 4月 路上生活者対策事業実施大綱改定（再構築）、10月 新型自立支援センターへ移行開始</p> <p>平成25年 3月 全ブロックに新型自立支援センター設置完了（平成27年1月から設置二巡目）</p> <p>平成27年 4月 生活困窮者自立支援法に基づき事業実施（従前はホームレス対策特別措置法）</p>						
必要性	路上生活者の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員）</p> <p>利用承諾・処遇決定等は特別区、施設建設、住宅・職業相談体制等の確保調整は東京都が行う。</p> <p>※ 各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額			24,280	13,332	4,413	4,717	9,626	9,009
①決算額（27年度は見込み）			13,063	9,742	3,530	3,507	7,822	7,745	7,591
②人件費等			0	0	0	0	832	773	
③減価償却費				0	0	0	338	325	
【事務分担量】（%）			0	0	0	0	10	10	
合計（①+②+③）			13,063	9,742	3,530	3,507	8,992	8,843	7,591
特定財源	国	生活保護適正実施推進事業費補助金	3,024	3,042	2,993	3,085	0	0	2,212
	都	緊急雇用創出事業臨時特例補助金					2,950	2,788	0
	その他								
一般財源			10,039	6,700	537	422	6,042	6,055	5,379
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	緊急一時保護在籍者数		9	0	2	0	0	5	5
	自立支援在籍者数		10	2	7	12	2	4	5
	自立支援住宅在籍者数			2	5	3	0	0	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	自立支援システム分担金	4,856	報酬	自立支援相談員報酬	2,446	報酬	自立支援相談員報酬	2,432
報酬	自立支援相談員報酬	2,595	共済費	社会保険料	330	共済費	社会保険料	332
共済費	社会保険料	356	旅費	緊急一時保護センター同行旅費	13	旅費	緊急一時保護センター同行旅費等	55
旅費	緊急一時保護センター同行旅費	9	役務費	緊急一時保護センター移送費	5	役務費	緊急一時保護センター移送費	8
役務費	緊急一時保護センター移送費	6	負担金補助等	自立支援システム分担金	4,951	負担金補助等	自立支援システム分担金	4,764

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	自立者数(人)	20	15	8	14	-	路上生活から自立した生活に移行した者
②	相談延件数(人)	61	58	72	63	-	
③	自立支援センター入所者数(人)	36	23	38	32	-	

（問題点・課題分析）	事業利用者において、路上生活期間の短期化・若年化傾向が見られる。自立支援センターの施設運営事業者との連携を密にし、地域事情に配慮した適正な施設運営及び巡回相談の実施が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	路上での相談から、就労への支援及び就労した者の円滑な地域移行に向けた支援まで、一貫した支援を実施する。	生活困窮者自立支援法施行により、同法の対象事業となることから、従前どおり都区共同事業として実施できるよう国に要望した。	生活困窮者自立支援法対象事業として、これまでと変わることなく円滑な事業実施に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	自立支援相談員の配置、路上生活者の生活相談・都区共同事業の利用援助等

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-04	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	山谷地区医療協力謝礼金	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	吉田
				内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-01	山谷地区援護費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	東京都福祉局長・台東区長・荒川区長連名協定書			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する、医療機会の確保、医療業務の円滑な実施を図るため。						
対象者等	公益財団法人城北労働・福祉センター、荒川区福祉事務所、台東区福祉事務所が依頼した医療機関のうち、山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対して医療業務を行った民間医療機関。						
内容	新規入院・外来の件数に比例した格付け（A～Rランク）の協力を民間医療機関に支給 (1) 支払回数 年2回 1期（3月から8月） 2期（9月から2月） (2) 支給基準額（単位：千円、新規入院7点、新規外来3点による累計点で格付けし支給額を決定） (3) 用途の限定 入院患者の日用品の立替、医療機関の備付器具・寝具等の修理、医療ケースワーカーの手当等に限定						
経過	昭和47年度 東京都が「山谷地域救急医療協力金支払事務実施要綱」を制定し事業開始 昭和50年度 協定を締結 平成4年度 格付けの上限、下限の規定を変更 平成5年度 単価改訂、格付け単価を一律5,000円増額 平成11年度 国庫補助金の対象事業となる 平成21年度 国庫補助金の対象外となる						
必要性	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 協力金の金額査定：東京都保護課、台東区福祉事務所、荒川区福祉事務所、公益財団法人城北労働・福祉センターで構成する査定委員会が各実施機関の実績に基づき査定・決定する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,894	1,850	1,905	2,325	1,715	1,704
①決算額（27年度は見込み）		1,700	1,850	1,620	1,360	1,310	1,265	1,511
②人件費等		814	872	776	826	832	773	
③減価償却費			291	311	323	338	325	
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		2,514	3,013	2,707	2,509	2,480	2,363	1,511
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都							
その他								
一般財源		2,514	3,013	2,707	2,509	2,480	2,363	1,511
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	入院（件数）	181	195	206	142	129	128	130
	外来（件数）	348	359	210	230	213	195	200

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	山谷地区医療協力金	1,310	報償費	山谷地区医療協力金	1,265	報償費	山谷地区医療協力金	1,511

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	医療機関(件)	26	23	25	25	-	
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 1 区 台東区 未実施 21 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対して円滑な医療業務を実施する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-05	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	生活扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中		
		担当者名	山本	内線	2626		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	生活扶助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 25年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。〔基本原理〕①国家責任による健康で文化的な最低生活保障②保護申請の無差別平等③保護の補足性・日常生活に必要なもの等を扶助する。④保護の補足性の原理・被保護者の日常生活の需用を満たすために必要なもの等を扶助する。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者で、以下の要件を満たすと同時に、現在の収入等が、厚生労働省の定める保護基準を下回る者。①自己が利用しうる資産、能力等あらゆるものの活用 ②民法で定める扶養義務者の扶養 ③他法、他施策による扶助の優先活用						
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助と併給して、下記により生活扶助を行う。 〔生活扶助の範囲〕①衣食、光熱水費その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの ②移送費 〔生活扶助の実施原則〕①居宅保護を原則。ただし、居宅できないとき、保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、保護施設又は適当な施設に收容して行う。②金銭給付を原則。ただし、金銭給付できないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。③保護金品は1ヶ月分以内を限度に支給する。ただし、これによりがたいときは1ヶ月分を超えて前渡しできる。④居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付し、これによりがたいときは、被保護者個人に交付している。 〔生活扶助の基準額〕（27年度4月）70歳以上単身世帯 77,970円 60歳以上69歳以下単身世帯 81,840円						
経過	昭和21年 9月 旧生活保護法制定（国家責任による無差別平等の保護を初めて明らかにする） 昭和25年 5月 現生活保護法制定（憲法25条に基づくものとして全面改正、旧法は素行不良者を排除） 昭和29年 5月 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知） 昭和59年度 基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に至る 平成元年度 補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 → 3/4 に改正 平成12年度 介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算 平成18年 4月 老齢加算廃止 平成21年12月 母子加算（H21,4廃止）復活 平成25年 8月 生活扶助基準額改定（3カ年による段階的減額） 平成26年 4月 消費税増税に伴う生活扶助基準額改定（3カ年による段階的減額後、2.9%増） 平成27年 4月 生活扶助基準額改定（3カ年による段階的減額）						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①面接相談、申請受理 ②申請に対して資産、稼働能力、扶養義務、病状調査、14日以内に決定、通知 ③施設への收容、保護費の支給 ④自立助長のための生活指導・相談、病状把握等						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	3,560,321	4,159,590	4,794,643	4,627,719	4,676,145	4,726,287
①決算額（27年度は見込み）		3,532,165	4,054,782	4,304,819	4,446,201	4,404,752	4,404,724	4,385,371
②人件費等		60,568	72,459	70,439	79,774	78,889	72,818	
③減価償却費			25,767	30,665	32,464	33,361	32,250	
【事務分担当】（%）		785	887	986	1,006	987	992	
合計（①+②+③）		3,592,733	4,153,008	4,405,923	4,558,439	4,517,002	4,509,792	4,385,371
特定財源	国 生活扶助費等国庫負担金	2,602,551	2,929,218	3,289,895	3,333,650	3,342,387	3,249,523	3,252,278
	都 生活保護費等都負担金	93,412	94,865	88,487	79,760	77,424	60,576	52,985
	その他 生活保護費弁償金	62,096	114,557	70,741	77,774	73,510	74,099	49,000
一般財源		834,674	1,014,368	956,800	1,067,255	1,023,681	1,125,594	1,031,108
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	基準生活延人員	56,954	64,557	68,850	70,687	71,462	70,856	71,287
	基準生活費	3,364,003	3,869,086	4,119,871	4,253,149	4,226,083	4,219,288	4,198,876
	その他生活費	150,175	168,162	184,948	193,052	178,669	185,437	186,495

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	基準生活費等	4,404,752	扶助費	基準生活費等	4,404,724	扶助費	基準生活費等	4,385,371

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 保護世帯数(世帯)	5,243	5,280	5,296	5,322	-	当該年度末の実数
	② 保護人員(人)	6,406	6,419	6,459	6,485	-	当該年度末の実数
	③ 保護率(%)	31.2	31.1	31.1	31.1	-	当該年度末の実数

(問題点・課題 分析)	生活扶助費は微減傾向ではあるが、高齢化を背景に被保護者数は微増している。今後もこの傾向は継続していくと推定されるため、生活保護の適正実施は、重要課題となっている。 具体的には、①収入・資産調査の充実による不正受給の防止、②扶養義務調査の充実による経費の節減（送り増等）、③就労指導の強化による自立助長、④生活保護費弁償金等歳入の適正な確保等の取組みを強化する必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	被保護者の資産・収入・年金等の調査や生活・就労指導を強化する。	被保護者の資産・収入・年金等の調査や生活・就労指導を強化し、生活扶助費の縮減に努めた。	ハローワークと連携して被保護者への就労指導を充実し、自立助長を図ることにより、生活扶助費を縮減する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議 会 要 質 問 状	平成22年度	三定	生活保護費の財政負担について
	平成24年度	一定	生活保護受給者のパチンコ禁止について
	平成25年度	二定	生活扶助費の引き下げについて ・生活保護法改正に伴う申請について
		三定	生活保護法改正案と生活保護基準の見直しについて
	平成26年度	二月	冬季加算の基準改定について

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事	
事務事業名	住宅扶助		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中		
			担当者名	山本	内線	2626		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-02	住宅扶助						
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 25年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給する。							
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。							
内容	<p>[住宅扶助の範囲] ①住宅費（家賃・間代、地代、敷金等） ②住宅維持費（住宅維持のための補修等）</p> <p>[住宅扶助の実施原則] ①金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達成するために必要なときは、現物給付により行う。 ②現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 ③保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。</p> <p>[住宅扶助の基準額]（27年度）○家賃等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯 53,700円以内 ・特別な事情のある世帯 69,800円以内 ・7人以上世帯 83,800円以内 ○敷金等 ・279,200円以内（7人以上世帯 335,200円以内） ○契約更新料等 ・104,700円以内（7人以上世帯 125,700円以内） ○住宅維持費 ・一般基準 119,000円以内（年額） ・特別基準 178,500円以内（年額） 							
経過	<p>生活扶助と同じ。</p> <p>平成21年度 契約更新料上限額の変更（69,800円→104,700円） ・簡易宿泊所は特別基準（1.3倍）扱いとする。</p> <p>平成22年度 都営住宅の使用料の代理納付開始。</p> <p>平成27年度 住宅扶助基準額の変更（世帯人数区分の細分化・単身世帯に床面積別の住宅扶助上限額を新設）</p>							
必要性	生活保護法に基づく事務事業							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 宿所提供施設、緊急宿泊施設等の一時的宿泊施設への収容による現物給付以外は、生活扶助と同じ。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	2,035,228	2,384,417	2,835,257	2,887,059	2,930,412	2,923,108
①決算額（27年度は見込み）		2,020,991	2,360,007	2,584,413	2,718,963	2,787,251	2,798,466	2,853,399
②人件費等		61,163	74,312	70,827	80,270	79,250	72,431	
③減価償却費			25,942	30,852	32,657	33,530	32,087	
【事務分担量】（%）		793	893	992	1,012	992	987	
合計（①+②+③）		2,082,154	2,460,261	2,686,092	2,831,890	2,900,031	2,902,984	2,853,399
特定財源	国	1,515,743	1,705,080	1,975,099	2,038,610	2,104,845	2,064,529	2,140,049
	都	50,786	55,199	50,690	46,207	44,854	34,520	31,167
	その他							
一般財源		2,082,154	699,982	660,303	747,073	750,332	803,935	682,183
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	家賃延世帯数	44,397	50,499	54,519	57,088	58,183	58,095	59,321
	家賃支出額	1,882,097	2,197,543	2,418,556	2,552,853	2,614,757	2,628,120	2,693,055
	その他住宅費	98,103	162,464	165,857	166,110	172,494	170,347	160,344

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	家賃・間代等	2,787,251	扶助費	家賃・間代等	2,798,466	扶助費	家賃・間代等	2,853,399

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 保護世帯数(世帯)	5,243	5,280	5,296	5,322	-	当該年度末の実数
	② 保護人員(人)	6,406	6,419	6,459	6,485	-	当該年度末の実数
	③ 保護率(%)	31.2	31.1	31.1	31.1	-	当該年度末の実数

(問題点・課題分析)	<p>被保護者数の増加や平均単価の上昇は住宅扶助費の増加をもたらしている。積極的に公営住宅の入居申請を指導するなど適正な住居の確保に一層努力することが必要である。</p> <p>また、被保護者が家賃を滞納し、家主・不動産業者と関係が悪化しているケースがみられる。家賃滞納問題は、契約者間の問題ではあるが、生活指導の観点から福祉事務所としても適切に指導を行っていく。都営住宅の家賃滞納については、都と連携して対処する。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	公営住宅の入居申請を指導・助言し、適正な住居の確保を図る。	公営住宅の入居申請を指導強化し、住宅扶助費の縮減に努めた。	簡易宿泊所居住の被保護者に公営住宅の入居申請の指導を積極的に行い、適正な住居の確保と住宅扶助費の縮減に努める。
②	家賃滞納については、適切な指導・助言を行う。	家主・不動産業者などから家賃滞納の連絡があった場合に、被保護者の生活実態を踏まえて、返済するように生活指導を行った。	家賃の代理納付を積極的に行うことにより、家賃滞納を防止する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

況議会 (要質問 旨)状	平成22年度	一定	住宅扶助費の大家、不動産屋への代理納付について
	平成26年度	二月	住宅扶助費の基準改定について

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-07	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	教育扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名
		担当者名	山本	内線
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-03	教育扶助		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	25年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	10	低所得者の自立支援	
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴う必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給する。			
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの（外国人の各種学校は除外）、他は生活扶助と同じ。			
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により教育扶助を行う。 [教育扶助の範囲] ①義務教育に伴う必要な教科書その他の学用品 ②義務教育に伴う必要な通学用品 ③学校給食その他義務教育に伴う必要なもの [教育扶助の実施原則] ①金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ②保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。 [教育扶助の基準額]（27年度）一般基準 小学校 2,210円 中学校 4,290円 特別基準（学級費等） 小学校 700円以内 中学校 790円以内 学習支援費 小学校 2,630円 中学校 4,450円			
経過	生活扶助と同じ。 平成20年度 給食費学校長口座へ納付開始。 平成21年7月1日から学習支援費が新設される。			
必要性	生活保護法に基づく事務事業			
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 基準額は義務教育就学者の有無の確認を行い、当該世帯の保護費に加算して支給する。教材代等は、教育委員会、学校長へ実費額の調査を行い決定する。なお、給食費は、各学校長に交付している。			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	22,321	28,804	33,439	36,261	43,966	38,476
①決算額（27年度は見込み）		21,790	28,391	30,999	38,499	36,546	37,830	37,014
②人件費等		30,866	37,464	35,723	40,466	39,958	36,718	
③減価償却費			13,073	15,550	16,458	16,900	16,255	
【事務分担量】（%）		400	450	500	510	500	500	
合計（①+②+③）		52,656	78,928	82,272	95,423	93,404	90,803	37,014
特定財源	国 生活扶助費等国庫負担金	16,343	20,910	23,691	28,866	27,393	27,908	27,761
	都 生活保護費等都負担金	6	102	0	25	25	20	11
	その他							
一般財源		36,307	57,916	58,581	66,532	65,986	62,875	9,242
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	基準教育延人員	2,469	3,209	3,369	3,155	2,987	3,077	2,939
	基準教育費	7,017	9,273	9,754	9,179	8,706	9,141	8,902
その他教育費	12,760	12,517	21,245	29,320	27,840	28,689	28,112	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	基準教育費等	36,546	扶助費	基準教育費等	37,830	扶助費	基準教育費等	37,014

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	保護世帯数(世帯)	5,243	5,280	5,296	5,322	-	当該年度末の実数
②	保護人員(人)	6,406	6,419	6,459	6,485	-	当該年度末の実数
③	保護率(%)	31.2	31.1	31.1	31.1	-	当該年度末の実数

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議(要旨)問状	
---------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	介護扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	白井
						内線	2628
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-04	介護扶助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者が否かを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。						
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。 [介護扶助の範囲] 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの） （介護保険の給付対象と同じ） 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送 [介護扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。 3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。 [介護扶助と介護保険給付の関係] 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。 2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する。（10割給付）						
経過	平成12年4月 介護保険導入により介護扶助新設。 平成26年7月 生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、介護保険法の指定があったものは、生活保護法指定介護機関のみなし指定となる。 平成27年4月 介護保険制度の改正に伴い、介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護が介護予防日常生活総合支援事業に移行。高齢者福祉課で委託事業として行われている訪問型サービス、通所型サービスの利用率及び居宅介護計画に係る費用においても介護扶助の対象となった。						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指定介護機関で現物給付。介護費の支払は、国民健康保険団体連合会に委託。一部、福祉用具購入、住宅改修、移送費は福祉事務所で支払い。被保険者は1割、被保険者以外は10割介護扶助。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	230,846	271,843	259,228	309,191	310,265	332,242
①決算額（27年度は見込み）		227,891	243,528	267,370	286,691	306,277	327,218	385,570
②人件費等		30,866	37,431	35,723	40,466	39,958	38,263	
③減価償却費			13,073	17,883	16,458	16,900	16,905	
【事務分担当】（%）		400	450	500	510	500	520	
合計（①+②+③）		258,757	294,032	320,976	343,615	363,135	382,386	385,570
特定財源の推移	国 介護扶助費等国庫負担金	170,918	175,997	204,334	214,954	230,970	260,655	289,102
	都 生活保護費等都負担金	15,639	14,958	8,072	10,816	10,499	16,179	26,388
	その他 介護扶助費弁償金						651	100
一般財源		258,757	103,077	108,570	117,845	121,666	104,901	69,980
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	居宅介護延人員	5,081	5,581	6,016	6,357	6,073	6,086	5,956
	施設介護延人員	1,185	1,136	970	868	1,011	1,040	1,143

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	居宅介護費等	306,277	扶助費	居宅介護費等	327,218	扶助費	居宅介護費等	385,570

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 保護世帯数(世帯)	5,243	5,280	5,296	5,322	-	当該年度末の実数
	② 保護人員(人)	6,406	6,419	6,459	6,485	-	当該年度末の実数
	③ 保護率(%)	31.2	31.1	31.1	31.1	-	当該年度末の実数

問題点・課題 (指標分析)	東京都・介護保険者・指定介護機関等の関係機関と連絡を密にして、被保護者の身体状態の要介護状態等を把握し、介護扶助の適正実施に努める。 生活保護介護施設、療養型病院等の整備により、医療扶助（社会的要因による入院）から介護扶助へ徐々に移行されてきているが、まだ十分な状態ではない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	10割介護扶助者の他法他施策を優先し介護扶助の適正化を図る。	介護扶助適正化指導員及び地区担当、障害者福祉課との連携により、他法他施策の活用がきちんとなされた。	10割介護扶助者の他法他施策の活用で、難病医療の対象者においても活用の検討を行い、介護扶助の適正化を図る。
②	10割介護扶助者の区分支給限度基準額の上限管理を実施する。	介護扶助適正化指導員及び地区担当、高齢者支援嘱託員との連携により、支給限度額の範囲でのサービス利用がなされた。	
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

況議会 (要質問 状)	
-------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事	
事務事業名	医療扶助		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中		
			担当者名	白井	内線	2628		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-05	医療扶助						
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 25年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。							
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。							
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。 [医療扶助の範囲] 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送 [医療扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に支給する。							
経過	生活扶助と同じ。 平成19年度 医療扶助対象者の人工透析が自立支援医療（更生医療）の給付対象となる。 平成25年度 医療扶助における後発医薬品使用原則化となる。 平成26年度 生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、生活保護法の指定医療機関及び薬局は、6年ごとの更新制度の導入。はり・きゅう師は、登録制から指定制度に変更。							
必要性	生活扶助と同じ。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指定医療機関等で現物給付。医療扶助実施は、専門的知識・判断等を要し嘱託医3人に委嘱。医療費の支払は、社会保険診療報酬支払基金に委託。一部、移送費、治療材料費は福祉事務所で支払い。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		4,890,028	5,347,381	6,113,923	5,994,593	5,839,608	5,740,791	5,668,544
①決算額（27年度は見込み）		4,868,980	5,322,054	5,517,727	5,655,934	5,610,989	5,272,356	5,668,544	
②人件費等		61,734	74,922	71,448	80,931	88,222	81,313		
③減価償却費			26,145	33,433	32,915	38,498	37,029		
【事務分担当】（%）		800	900	1,000	1,020	1,139	1,139		
合計（①+②+③）		4,930,714	5,423,121	5,622,608	5,769,780	5,737,709	5,390,698	5,668,544	
特定財源	国	医療扶助費等国庫負担金	3,651,735	3,589,643	4,216,842	4,240,677	4,245,620	4,030,928	4,250,733
	都	生活保護費等都負担金	284,566	259,168	257,897	207,804	201,720	191,485	160,773
	その他	医療扶助費弁償金						8,819	900
一般財源		1,278,979	1,574,310	1,147,869	1,321,299	1,290,369	1,159,466	1,256,138	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	入院延件数	5,804	6,244	6,120	5,868	5,636	5,423	5,217	
	外来延件数	66,567	70,448	74,841	79,102	80,929	80,705	81,523	
	歯科延件数	8,572	10,509	11,622	11,819	12,991	13,494	14,450	
	調剤延件数	50,590	55,663	59,865	63,523	65,461	64,885	65,581	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	入院費等	5,610,989	扶助費	入院費等	5,272,356	扶助費	入院費等	5,668,544

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 保護世帯数(世帯)	5,243	5,280	5,322	5,322	-	当該年度末の実数
	② 保護人員(人)	6,406	6,419	6,485	6,485	-	当該年度末の実数
	③ 保護率(%)	31.2	31.1	31.1	31.1	-	当該年度末の実数

（問題点・課題分析）	医療扶助の適正実施は大きな課題であり、レセプト点検の業者委託を通して被保護者の受診の実態と診療報酬の支払状況を的確につかみ、医療扶助の適正実施に一層努力する必要がある。 後発医薬品の使用促進に伴い、今後、後発医薬品使用促進計画の策定を行うよう国からも求められるようになるため、健康管理支援員等の導入を検討し、さらなる周知や使用の促進が必要である。 H27.1月より、難病医療費の制度が改正され、生活保護受給者においても対象となった。該当する生活保護受給者の抽出を行い、移行をすすめる。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	後発医薬品の使用原則化に伴い、医療機関、薬局等と協力しながら被保護者への周知や使用の促進を図る。	後発医薬品の使用促進を行った結果、調剤に占める件数割合が、H26.1-3月(36.19%)⇒H27.1-3(43.22%)の約7%増となった。	健康管理支援員等の導入の検討を行い、後発医薬品のさらなる使用促進を図る。
②			難病医療費の制度に該当する生活保護受給者の抽出を行い、対象者に難病医療の申請をするよう指導を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

況議 （要質 問状）	平成13年 一定 入院患者の日用品費について
------------------	------------------------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	出産、生業、葬祭扶助		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	
			担当者名	山本	内線	2626	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-06	出産、生業、葬祭扶助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 25年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として基準額の範囲内で支給する。						
対象者等	①出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦。②生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者。ただし、収入の増加又は自立の助長の見込みのある者。③葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者。他は生活扶助と同じ。						
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 [出産扶助の範囲] ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料（ただし、児童福祉法の入院助産制度が優先） [生業扶助の範囲] ①生業に必要な資金、器具又は資料 ②生業に必要な技能の修得 ③就労のために必要なもの ④高校等就学費 [葬祭扶助の範囲] 葬祭に要する費用 [出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の実施原則] 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 [保護金品の交付者] 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者。 [基準額]（27年度）出産扶助 247,000円以内 葬祭扶助 206,000円以内 生業扶助 77,000円以内						
経過	生活扶助と同じ。 平成17年度、生業扶助に高校等就学費新設。 平成21年度、高校等就学世帯に学習支援費新設。						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		49,837	57,121	53,857	57,453	65,302	72,289	65,534
①決算額（27年度は見込み）		46,314	53,379	58,373	54,441	65,095	65,434	65,534	
②人件費等		30,866	37,461	35,723	40,466	39,958	36,718		
③減価償却費			13,073	15,550	16,458	16,900	16,255		
【事務分担当】（%）		400	450	500	510	500	500		
合計（①+②+③）		77,180	103,913	109,646	111,365	121,953	118,407	65,534	
特定財源	国	生活扶助費等国庫負担金	34,736	39,207	44,611	40,818	49,046	48,273	49,150
	都	生活保護費等都負担金	1,798	1,981	1,255	953	924	1,525	1,242
	その他								
一般財源		75,382	62,725	63,780	69,594	71,983	68,609	15,142	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	葬祭延件数	216	241	267	233	276	268	220	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	葬祭費等	65,095	扶助費	葬祭費等	65,434	扶助費	葬祭費等	65,534

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	保護世帯数(世帯)	5,243	5,280	5,296	5,322	-	当該年度末の実数
②	保護人員(人)	6,406	6,419	6,459	6,485	-	当該年度末の実数
③	保護率(%)	31.2	31.1	31.1	31.1	-	当該年度末の実数

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議事録(要旨)	
-----------	--

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			扶助費	就労自立給付金	1,559	扶助費	就労自立給付金	6,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	給付世帯数			18	20	30	
②							
③							

（問題点・課題分析）	就労自立給付金の支給対象になるためには、保護を脱却できる程度の安定した収入が得られる就職先の確保が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			就労支援専門員による求人開拓や就職後のフォローアップ等を強化し、安定した就労につなげる。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-12	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	自立促進支援給付金事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名
		担当者名	山本	内線
				2626
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	自立促進支援金支給事業		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	17年度	根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	10	低所得者の自立支援	
目的	生活保護法による保護を受けている世帯に対し、自立支援に要する経費の一部を支給し、その自立を促進することを目的とした東京都の「被保護者自立促進事業」で、交付要綱に基づき東京都補助事業として実施し自立促進支援金を支給する。			
対象者等	自立支援に資すると福祉事務所長が認める被保護世帯			
内容	<p>【就労支援】○就労支援費（求職活動にふさわしい服装、補助教材等購入費を支給する）○緊急一時保育料（母子世帯等で母や子（主に9歳以下）の病気時に一時的に子を施設等へ預けたときの保育料）</p> <p>【社会参加活動支援】○社会参加活動費（高齢者が社会に貢献することにより、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ）</p> <p>【地域生活移行支援】○生活支援事業（安定した日常生活を送れるよう支援する）○債務整理援助事業（自己破産等の手続きを支援する）○住宅契約関係費（入居要件となっている鍵交換費等を支援する）</p> <p>【健康増進支援】○健康増進費（日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理機器を購入した者に対し支援する）</p> <p>【次世代育成支援】○高校進学等支援費（進学、基礎学力向上の観点から、小学1～中学3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対して支援する。）</p>			
経過	平成16年度末 平成17年度 平成17年7月 平成24年度	東京都による「見舞金支給事業」を廃止 東京都による「被保護者自立促進事業」として再構築実施 東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、事業を開始 東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」に統合された		
必要性	被保護者の自立を促進するための事業で必要性は高い。			
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①支給時期 随時 ②支給決定 被保護者からの申請に基づき決定し支給する。			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		地域福祉推進区市町村包括補助事業費	5,905	7,107	7,157	5,058	7,126	7,082
①決算額（27年度は見込み）		5,391	5,733	3,888	4,710	5,883	6,159	9,507
②人件費等		847	814	776	826	832	773	
③減価償却費			291	311	323	338	325	
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		6,238	6,838	4,975	5,859	7,053	7,257	9,507
特定財源								
一般財源		848	4,642	1,280	1,517	-72	22	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	就労支援(延件数)	21	13	19	36	28	45	41
	社会参加活動支援(延件数)	3	9	7	3	2	0	2
	地域生活移行支援(延件数)	33	39	42	72	91	103	94
	次世代育成支援(延件数)	28	32	45	21	27	32	62

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	自立促進支援給付金	5,883	扶助費	自立促進支援給付金	6,159	扶助費	自立促進支援給付金	9,507

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	自立促進支援金支給件数	131	149	180	199	220	
②							
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	被保護者の就労や社会参加、健康増進等、自立に資する活動の支援

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-13	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	入浴券支給事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中
		担当者名	前嶋	内線	2627
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	入浴券			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	生活保護世帯に対する入浴料金助成事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市			
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成			
	施策	10 低所得者の自立支援			
目的	被保護者に公衆浴場の入浴券を交付することにより、当該世帯の家計費の負担軽減と身体の衛生管理を維持し、健康と福祉の増進を図る。				
対象者等	居宅において生活保護を受けている者（風呂所有者及び入院・入所中の者を除く）				
内容	○保護継続者分 1 支給対象 4月1日から6月15日まで引き続き被保護者であって基準日（6月15日）に該当する者 2 支給方法 ・民生委員に依頼し年1回個別配付（7月中旬～下旬） ・配付困難な者については生活福祉課窓口 3 支給枚数 60枚 ○新規開始分 1 支給対象 4月2日～2月末日までに生活保護開始及び基準日以降退院・退所により該当する者 2 支給方法 生活福祉課窓口（ただし4月2日～6月15日まで交付対象になった者は保護継続者分（窓口）と一緒に配付） 3 支給枚数 交付対象者になった月の翌月から1ヶ月当り 5枚				
経過	昭和45年 都の事業として開始（60枚） 昭和50年 区が実施主体となる。都事業分（60枚）に区事業分（20枚）を加算 平成2年 都事業分（60枚）・区事業分（30枚）に変更 平成11年 都事業分は廃止 区事業分に吸収し継続実施（支給数90枚から60枚に縮小、新規保護開始者に月5枚換算で支給） 平成21年 入浴券に通し番号を印刷（発行元、交付先の明確化）				
必要性	風呂のない被保護者世帯にとって、身体の衛生管理と最低生活費の一助となっている。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 該当者を抽出し、民生委員に名簿とともに入浴券を渡して、被保護者へ配付を依頼。 新規被保護者等については、生活福祉課窓口にて支給。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	43,450	48,559	49,276	49,479	49,175	46,464
①決算額（27年度は見込み）		40,107	47,142	49,275	44,356	42,120	42,456	41,288
②人件費等		814	872	776	826	1,663	1,545	
③減価償却費			291	311	323	676	650	
【事務分担当】（%）		10	10	10	10	20	20	
合計（①+②+③）		40,921	48,305	50,362	45,505	44,459	44,651	41,288
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源		40,921	48,305	50,362	45,505	44,459	44,651	41,288
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	保護継続者・大人（人）	1530	1645	1700	1758	1708	1520	1558
	保護継続者・中人（人）	3	5	4	2	1	0	2
	保護継続者・小人（人）	0	1	0	0	0	0	1
	新規開始者・大人（人）	243	227	170	110	117	100	105

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	入浴券	41,899	需用費	入浴券	235	需用費	入浴券	238
需用費	入浴券印刷	221	扶助費	入浴券印刷	42,221	扶助費	入浴券印刷	41,050

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	入浴券支給枚数	104,880	102,585	94,414	97,656	-	
②							
③							

(問題点・課題分析)	入浴券の配付対象者は、生活保護受給者の約2割5分であり、適切な衛生管理を行っていく必要がある。
他区の実況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区) 千代田区、文京区、墨田区、北区、足立区、葛飾区、江戸川区は未実施

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	風呂なしの居宅保護者は高齢の単身者が多く、入浴券の支給事業に併せて、日常から衛生管理に努めるよう継続的な生活指導を行う。	入浴券支給に際して、日常からの衛生管理に努めるよう生活指導を行った。	入浴券支給枚数は減少傾向にあるため、需要予測を厳密に行い、予算の削減に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	風呂のない居宅保護者の負担軽減と衛生的環境の維持

況議会(要質問状)	平成10年 一定 入浴券のチケットショップへの売却について 平成11年 一定 支給枚数の削減について
-----------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-14	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	入院必需品	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中
		担当者名	寺澤	内線	2622
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-03-02	入院必需品		
事務事業の種類 ○新規事業（○27年度 ○26年度） ○建設事業 ○それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 9年度		根拠	荒川区簡易宿泊所等に居住する被保護者及び住所不定者等に対する入院必需品の支給要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	10	低所得者の自立支援		
目的	荒川区の区域内の簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者が、緊急の入院に際し、必要な日用品等を購入する資力がない場合に入院必需品を支給し、医療機関への入院を容易にする。				
対象者等	荒川区内に居住する次に掲げる者とする。 (1) 簡易宿泊所に居住する単身入院者 (2) 前号に準ずるものと認められる者				
内容	荒川区内の簡易宿泊所に居住する者等が緊急入院する際に、医療機関の受入を円滑にするために支給。 支給品目は次のとおり (1) 洗面具セット (2) 寝巻又はパジャマ（被保護者を除く） (3) 下着（被保護者を除く）				
経過	平成9年4月 「入院必需品の支給要綱」制定 平成10年度 洗面具セットを2週間程度の使用に耐えられるものに切替え、経費節減を図る。 平成18年度 医療機関の空調設備等による環境の向上に供い、パジャマをオールシーズン対応の物に切替え冬物を廃止し、経費節減を図る。				
必要性	簡易宿泊所居住者や路上生活者の医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 入院必需品の支給は、申請に基づき実施。城北労働・福祉センター、荒川区管内の救急隊の協力による支給分は、事前に配布し、事後報告後、確認、決定する。				

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	225	216	203	189	193	199
①決算額（27年度は見込み）		201	154	202	189	189	199	196
②人件費等		814	872	776	826	832	773	
③減価償却費			291	622	323	338	325	
【事務分担当】（%）		10	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		1,015	1,317	1,600	1,338	1,359	1,297	196
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源		1,015	1,317	1,600	1,338	1,359	1,297	196
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	洗面具セット	70	70	50	32	30	40	35
	寝巻	25	15	27	35	28	32	30
	下着	35	10	33	33	45	29	30

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	洗面具セット外	189	需用費	洗面具セット外	199	需用費	洗面具セット外	196

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	洗面具・衣服使用数	100	103	101	95	90	
②							
③							

（問題点・課題分析）	公益財団法人城北労働・福祉センター及び救急隊（荒川管内）との連携実施事業であり、簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者の緊急入院を容易にする必要がある。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区） 実施している区 台東区・千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・墨田区・渋谷区・中野区・北区・足立区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	入院必需品の必要性を事前に把握し、生活保護法の範囲内で支給できるものは、法内で対応し、使用数を減らす。	入院必需品の必要性の事前把握等を徹底し、使用数を減らすことができた。	引き続き、生活保護法で対応できるものは法内で対応し、使用数の減少に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	簡易宿泊所等に居住する要保護者、住所不定者の緊急入院用

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-15	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	救護施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中		
		担当者名	吉田	内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	救護施設					
事務事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 27年度 <input type="checkbox"/> 26年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input type="checkbox"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 40年度		根拠	生活保護法第30条及び第38条等			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 年度		法令等				
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画		<input checked="" type="checkbox"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。						
対象者等	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者						
内容	<p>救護施設は全国で184施設ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が下記の施設に入所している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者 くるめ園 [小平市：在籍者1名] ・精神病寛解者 あかつき [小平市：在籍者2名] ・その他 昭島荘、優仁ホーム、光の家神愛園 <p>救護施設の在籍者数（平成27年4月末現在） 12名</p>						
経過	昭和41年	厚生労働省が生活保護法（昭和25年法律144号）第39条の規定に基づき「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」を定める					
	昭和50年	荒川区と財団法人東京都社会福祉振興財団との間に、措置費支払事務に関する委託契約を締結					
	平成21年	措置費支払代行事業が財団法人東京都社会福祉振興財団から東京都国民健康保険団体連合会へ移管される					
		荒川区と東京都国民健康保険団体連合会との間に、措置費支払代行事務委託契約を締結					
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 福祉事務所から施設に対し収容依頼する。施設側から許可が許可が下り次第、入所となる。 措置費（施設生活扶助・施設事務費）の支払は東京都国民健康保険団体連合会に委託している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	52,780	45,750	44,878	39,144	38,792	35,841
①決算額（27年度は見込み）		41,853	38,485	35,740	39,444	35,522	34,199	29,981
②人件費等		16,248	19,604	18,638	21,059	20,811	17,586	
③減価償却費			6,827	8,087	8,552	8,788	7,802	
【事務分担当】（%）		210	235	260	265	260	240	
合計（①+②+③）		58,101	64,916	62,465	69,055	65,121	59,587	29,981
特定財源	国	31,390	28,942	28,482	31,185	28,888	25,230	22,486
	都	9,622	10,364	8,718	8,413	6,366	7,382	6,208
	その他							
一般財源		58,101	25,610	25,265	29,457	29,867	26,975	1,287
実績の推移	生活費（延べ人員）	169	143	135	155	148	151	160
	生活費（金額）	8,145	7,290	8,041	8,241	6,859	7,273	7,300
	事務費（延べ人員）	185	169	155	166	135	155	160
	事務費（金額）	33,708	31,195	27,699	31,203	28,663	26,926	26,930

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	施設生活費、事務費	35,522	扶助費	施設生活費、事務費	34,199	扶助費	施設生活費、事務費	29,981

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議 会 （要 旨 問 状）	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-16	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事	
事務事業名	更生施設		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中		
			担当者名	吉田	内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-02	更生施設						
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠	生活保護法第30条及び第38条等				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	10 低所得者の自立支援						
目的	身体上又は精神上の理由により養護及び指導を必要とする要保護者で、近い将来、社会復帰できる見込のある者を入所させて生活扶助を行う。							
対象者等	養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者							
内容	<p>更生施設は全国で21施設あり、荒川区では主に下記の施設に入所させている。</p> <p>また、更生施設以外の施設に、宿所提供施設、民間の宿泊所等がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生施設：浜川荘、塩崎荘、本木荘、千駄ヶ谷荘、淀橋荘、けやき荘、東が丘荘、ふじみ、しのばず荘、さざなみ苑（旧潮見寮、山谷対策用） ・宿所提供施設：西新井栄荘、塩崎荘、千歳荘、東が丘荘、ふじみ、小豆沢寮、葛飾荘 ・民間の宿泊所：やまて寮、新大久保寮、新光館、春風寮 <p>更生施設の在籍者数（平成27年4月末現在） 15名</p>							
経過	<p>戦後、東京都が一元的に運営</p> <p>昭和40年4月 施設が所在する区へ移管</p> <p>昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管</p> <p>平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託</p> <p>平成11年8月 さざなみ苑開設</p> <p>平成13年度 さざなみ苑通年化</p> <p>平成14年4月 更生施設等の再編 ①一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 ②入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 ③宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等</p> <p>平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。</p>							
必要性	生活保護法に基づく事務事業							
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>各福祉事務所が入所の判定を行い、更生施設、宿所提供施設等に振り分け保護を実施する。これに伴う経費の支払は、東京都国民健康保険団体連合会に委託している。</p>							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	76,754	66,652	56,864	47,572	23,156	32,373
①決算額（27年度は見込み）		54,941	39,862	25,279	21,228	20,789	29,817	38,758
②人件費等		16,248	19,604	18,638	21,059	20,811	19,131	
③減価償却費			6,827	8,087	8,552	8,788	8,453	
【事務分担当】（%）		210	235	260	265	260	260	
合計（①+②+③）		71,189	66,293	52,004	50,839	50,388	57,401	38,758
特定財源	国	41,206	29,978	20,146	16,783	12,635	21,997	29,069
	都	12,940	8,973	6,251	4,408	3,336	5,895	9,689
	その他							
一般財源		71,189	36,315	25,607	29,648	34,417	29,509	0
実績の推移	生活費（延べ人員）	447	296	136	98	59	180	190
	生活費（金額）	25516	17297	8431	6009	3899	10808	10810
	事務費（延べ人員）	481	385	287	217	97	292	300
	事務費（金額）	29425	22565	16848	15219	7597	19009	19010

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	施設生活費、事務費	20,789	扶助費	施設生活費、事務費	29,817	扶助費	施設生活費、事務費	38,758

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議 会 （要 旨） 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-17	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	授産施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中		
		担当者名	吉田	内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-03	授産施設					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠	生活保護法第30条及び第38条等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした施設（授産場）に補助を行い、勤労意欲の助長及び施設の安定運営を図ることを目的とする。						
対象者等	荒川授産場の利用者のうち ① 世帯全員の収入額が最低生活費認定額に施設事務費の2倍を加算した額以下の者 ② ①を越えた場合でもその差額が事務費の額に満たない者						
内容	荒川授産場に対し、上記目的達成のために事務費を扶助する。事務費は、東京都通知による授産施設事務費支弁基準額による。 施設事務費（1人当り単価） 77,700円 家庭事務費（1人当り単価） 5,700円（平成27年4月現在） 荒川授産場は、社会福祉事業法第2条で定められた第1種社会福祉事業施設であり、生活保護法による保護施設ではないが、昭和49年1月24日 授産施設事務取扱要領により保護施設たる授産施設に準ずるものとして取扱っている。 平成27年4月現在 対象人員 20人（授産場 施設：20人、家庭：0人）						
経過	昭和49年1月 授産施設事務費要領を作成し事業開始 昭和55年3月 都より移管（荒川授産場） 平成11年4月 荒川授産場の管理運営を公益社団法人荒川区シルバー人材センターに委託						
必要性	生活保護法に基づく事務事業。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各施設利用者からの申請に基づき福祉事務所長が対象者を決定する。 決定通知書により施設長及び対象者へ通知するとともに委託事務費を施設へ振替支出する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		17,864	18,999	18,288	18,288	18,352	19,687
①決算額（27年度は見込み）		17,539	18,059	18,072	18,721	18,352	18,260	19,149
②人件費等		814	872	776	826	832	773	
③減価償却費			291	311	323	338	325	
【事務分担当】（%）		10	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		18,353	19,222	19,159	19,870	19,522	19,358	19,149
特定財源	国	生活扶助費等国庫負担金						
	都							
	その他							
一般財源		18,353	5,643	4,757	5,069	5,193	5,887	4,788
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	対象延人員	232	237	240	246	252	240	237

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	施設・家庭事務費	18,352	扶助費	施設・家庭事務費	18,260	扶助費	施設・家庭事務費	19,149

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

（問題点・課題 分析）	
他 区 の 実 況	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 未実施区 千代田区・品川区 平成12年度廃止 江東区・豊島区・世田谷区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議 会 （ 要 旨 ） 問 状	
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-18	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	中国残留邦人支援事務費		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	
			担当者名	吉田	内線	2621	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-14-01	中国残留邦人支援事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費を支出						
対象者等	被支援給付者等						
内容	◎中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費 ・非常勤職員設置費（支援相談員2名分） ・共済費（支援相談員2名分） ・一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、支援給付関係図書購入費） ・近接地内旅費（家庭訪問調査・病院訪問調査） ・特別旅費（支援相談員2名分） ・役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等） ・委託料（医療費支払事務、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係）						
経過	平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する。 平成20年4月1日 法律の一部の施行に伴い、中国残留邦人等支援給付事業を開始する。 平成26年10月1日 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる						
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するための必要経費						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） （委託業務）・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・レセプト点検 ・生活保護システム運用						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額			5,423	5,781	5,978	5,853	6,090	6,070
①決算額（27年度は見込み）			3,876	4,749	5,736	5,820	5,907	6,012	6,318
②人件費等			1,221	872	388	826	832	773	
③減価償却費				291	156	323	338	325	
【事務分担当】（%）			15	10	5	10	10	10	
合計（①+②+③）			5,097	5,912	6,280	6,969	7,077	7,110	6,318
特定財源	国	中国残留邦人支援事務委託費	2,907	3,508	4,474	5,198	6,148	5,336	5,465
	都								
	その他								
一般財源			2,190	2,404	1,806	1,771	929	1,774	853
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	報酬		1,559	1,974	3,865	4,020	4,021	4,180	4,181
	特別旅費		25	29	14	18	27	24	21
	役務費		32	35	32	32	33	34	34
	委託料		867	867	694	698	702	719	720

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	支援相談員報酬	4,020	報酬	支援相談員報酬	4,181	報酬	支援相談員報酬	4,181
委託料	システム保守、レプト点検等	702	共済費	社会保険料	602	共済費	社会保険料	617
共済費	社会保険料	582	旅費	支援相談員旅費	24	旅費	支援相談員旅費	21
扶助費	日本語学校等通学費他	456	需用費	消耗品	99	需用費	消耗品	108
需用費	消耗品	89	役務費	郵送料（各種通知）	34	役務費	郵送料（各種通知）	34
役務費	郵送料（各種通知）	33	委託料	システム保守、レプト点検等	719	委託料	システム保守、レプト点検等	720
旅費	支援相談員旅費	25	扶助費	日本語学校等通学費他	353	扶助費	日本語学校等通学費他	637

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	レプト点検過誤返還金（千円）	90	120	82	85	-	レプト点検実施により過誤が判明し、医療機関に返還金を請求
②	レプト点検総件数（件）	992	1,089	1,121	1,150	-	
③							

（問題点・課題分析）	給付対象者の高齢化により、医療及び介護に係る事務量は増加傾向であり、一層の改善が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	レセプトの電子化、レセプト点検の業務委託化により、効率的な点検・審査を行う。	業務委託し、効率的に点検・審査を行う事で過誤を早期に発見することができた。	点検の効率化がなされたレセプトデータを、支援給付受給者に適正な支援ができるように活用する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-19	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	中国残留邦人支援給付事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中	担当者名	吉田
				内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-14-02	中国残留邦人支援給付費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを基本に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、生活保護法に準じた処遇を実施し、必要なものを支援給付する。						
対象者等	原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者で、一定の基準（生活保護基準に準じる）に満たない世帯。						
内容	被支援給付者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。 生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。（①生活支援給付費、②住宅支援給付費、③教育支援給付費、④介護支援給付費、⑤医療支援給付費、⑥葬祭支援給付費等、⑦配偶者支援金） 金銭給付を原則とするが、金銭給付できない場合や適当でない場合、支援の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。保護金品は、1ヵ月以内を限度に前渡することができる。						
経過	平成19年 1月 総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示。 平成19年 6月 「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告。 平成19年 7月 「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定。 平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった。 平成20年4月1日 中国残留邦人支援給付事業開始 平成26年10月1日 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」となる。 配偶者支援金の創設						
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するための必要経費						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律に基づく						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		74,278	71,921	70,262	54,973	60,192	77,116
①決算額（27年度は見込み）		61,601	53,039	54,335	56,311	58,906	77,115	80,588
②人件費等		2,549	2,556	2,017	2,230	2,191	2,086	
③減価償却費			872	778	871	913	878	
【事務分担量】（%）		32	30	27	27	27	27	
合計（①+②+③）		64,150	56,467	57,130	59,412	62,010	80,079	80,588
特定財源	国 生活保護費等国庫負担金	46,201	40,000	38,585	42,559	43,231	58,270	61,210
	都							
	その他 生活保護費等弁償金						60	2
一般財源		17,949	16,467	18,545	16,853	18,779	21,749	19,376
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	生活支援給付費延人員	427	423	387	405	407	420	396
	生活支援給付費	25,356	25,553	24,758	26,006	25,734	26,040	27,054
	その他支援給付費	36,245	27,486	29,577	30,305	33,172	50,302	53,534

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	生活・住宅・介護・医療支援給付費	58,906	扶助費	生活・住宅・介護・医療支援給付費	77,115	扶助費	生活・住宅・介護・医療支援給付費	80,588

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	被支援給付世帯	22	22	22	22	-	
②	被支援給付人員	34	34	34	33	-	
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付費に要する経費

議会議事（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-20	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	地域生活支援プログラム事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中
		担当者名	前嶋	内線	2627
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-01	地域生活支援プログラム事業			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	23年度	根拠	地域生活支援プログラム実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ■区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	10	低所得者の自立支援		
目的	稼働年齢層で未就労の者や自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない生活保護受給者を対象に、就労意欲の低下防止や社会参加へのきっかけを作るなどの自立促進を目的とする。				
対象者等	生活保護受給者で、一般就労では採用困難な者や自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない者。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいのある生活を送ってもらえるように、日常生活の意欲向上のために、個別に訪問や相談を行う。 ・地域との関わりが少ない者に対して、社会参加支援のために、講習会や地域活動、セミナーなどを開催し、参加を促す。 ・未就労者に対して、就労相談や就労体験、ボランティア活動などへの参加を促し、就労意欲を喚起する。 				
経過	<p>平成22年4月 厚生労働省が、生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会発足。</p> <p>平成22年7月 同研究会報告書をホームページ等で公表。</p> <p>平成23年9月 NPO法人「ふるさとの会」に業務委託し、事業開始。</p> <p>平成25年4月 競争入札によりNPO法人 ワーカーズコープに業務委託し、事業継続。</p>				
必要性	地域交流や地域活動を通して自立を目指した生活の維持や就労意欲喚起のために必要となる。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 支援対象者の生活実態などを考慮して、区と受託者の協議により支援方針を決定し、受託者が事業実施する。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度								
	予算額			6,174	6,174	6,552	6,832	7,017	
①決算額（27年度は見込み）			4,106	6,174	6,539	6,831	7,017		
②人件費等			776	826	1,663	1,545			
③減価償却費			3,421	323	676	650			
【事務分担量】（%）			10	10	20	20			
合計（①+②+③）	0	0	8,303	7,323	8,878	9,026	7,017		
特定財源	国	被保護者就労準備支援事業費国庫補助金	6,174	6,174	6,539		5,262		
	都	東京都緊急雇用創出事業臨時特例補助金	0			6,831			
	その他		0						
一般財源			0	0	2,129	1,149	2,339	2,195	1,755
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	個別相談支援（人）			50	48	56	60	60	
	日常生活支援（人）			19	7	13	30	30	
	就労相談（人）			31	46	43	35	60	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	地域生活支援業務委託	6,539	委託料	地域生活支援業務委託	6,831	委託料	地域生活支援業務委託	7,017

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	個別相談支援	48	56	40	60	60	
②	日常生活支援	7	13	12	30	30	
③	就労相談支援	46	43	39	60	60	

（問題点・課題分析）	一般就労では採用困難な者や自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない被保護者が対象者のため、時間を掛けた支援が必要である。
	（実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区） 実施している区 新宿区・目黒区・杉並区・練馬区・江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	社会参加や就労意欲が低下している者に対し、区と受託者が密に連携して、支援方針の変更や意欲喚起を促す等、自立促進を図る。	受託者からの報告書等を基にケースワーカーによる、迅速な支援方針の変更や意欲喚起を促すなどの自立促進を図った。	就労体験・就労訓練のラインナップの充実ときめ細かな就労相談支援の実施により、労働意欲の向上と自立促進を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	社会参加へのきっかけをつくり、就労等へつなげることで、生活保護受給者の自立促進を図るために、重点的な推進が必要。

況議 （要 質 問 状 ）	平成22年度 四定 一般質問	生活保護受給者の生きがいと、社会的自立に向け、NPOや荒川区内の支援ボランティアの活用について
------------------------------	----------------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-02-21	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	住宅支援給付事業（仕事・生活サポートデスク）	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	田中
		担当者名	三森	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-96-98	住宅支援給付事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	21年度	根拠法令等	荒川区住宅支援給付事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	10	低所得者の自立支援		
目的	住宅を喪失または喪失するおそれのある離職者に対して住宅支援給付を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。（生活全般の相談をうけ、対応策や関係部課との連絡調整を行う）				
対象者等	就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失又は喪失する恐れのある、離職後2年以内の65歳未満の者等の条件あり				
内容	1 支給額（上限額） 単身世帯 月額53,700円 複数世帯 月額69,800円 2 支給期間 3ヶ月間 +3ヶ月（延長を認められた場合）+3ヶ月（再延長を認められた場合） 3 支給方法 貸し主等へ代理納付 4 支援給付支給中の義務 住宅支援給付支給対象者は、支給期間中に、次のとおり常用就職に向けた就職活動を行う。 ①毎月2回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。 ②毎月4回以上、区の支援員等による面接等の支援を受けること。 ③原則週に1回以上求人先に応募を行うこと。 ④原則として、日常・社会生活支援又は生活保護受給者等就労自立促進事業のいずれかの支援を利用するものとする。但し、自らの活動で就職が可能と区が判断できる場合は対象外。 5 支給の中止 4の義務を怠った場合は、支給を中止する。				
経過	国の経済危機対策として、平成21年度補正予算により平成21年10月より実施。生活福祉資金（総合支援資金）の貸付と併せ、住宅の確保や就労までの生活を支援する。生活保護によらない第二のセーフティネット制度として発足。（それに先立ち平成21年6月から区独自に仕事生活サポートデスクの常設窓口を設置） 平成26年度 所管が福祉推進課から生活福祉課へ移管 平成27年度 生活困窮者自立支援法施行に伴い、事業終了 （同法による生活困窮者自立支援事業において、住居確保給付金として福祉推進課にて実施）				
必要性	国の経済危機対策として全国的に実施している事業であり、離職者の仕事・生活をサポートとして必要なものである。（生活困窮者等の相談窓口として区が先行して開設し、部課、関係機関を結ぶネットワークの要である）				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 生活・就労相談員を配置。社会福祉協議会、ハローワーク、就労支援課、子育て支援課等庁内関係部課、不動産業団体、病院等、問題解決に繋がる機関との連携による対応。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		15,012	27,775	34,005	19,188	16,642	7,612
①決算額（27年度は見込み）		3,275	24,646	17,505	13,622	9,450	7,291	0
②人件費等		1,955	5,407	5,174	4,957	7,449	386	
③減価償却費			3,777	467	1,936	7,436	163	
【事務分担量】（%）		45	130	15	60	220	5	
合計（①+②+③）		5,230	33,830	23,146	20,515	24,335	7,840	0
特定財源	国	5,213						
	都		26,257	17,501	13,620	9,450	7,291	0
	その他							
一般財源		17	7,573	5,645	6,895	14,885	549	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	住宅手当新規（単身世帯）	20	34	23	9	6	6	
	住宅手当新規（複数世帯）	6	20	8	12	7	3	
	仕事・サポート相談デスク相談件数	478	1,618	1,084	1,486	1,100	1,027	
	うち住宅手当相談件数		931	645	732	516	395	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	生活支援相談員報酬	4,576	報酬	生活支援相談員報酬	4,911			
扶助費	住宅支援給付	4,009	共済費	社会保険料	673			
共済費	社会保険料	646	旅費	職安同行訪問	1			
需用費	消耗品費	178	需用費	消耗品費	19			
備品購入費	備品購入費（キャビネット）	40	扶助費	住宅支援給付	1,687			
旅費	職安同行訪問	1						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値（28年度）	
標	① 常用就労人数（人）	12	7	5	-	-	
	② 住宅手当支給決定数（人）	21	13	9	-	-	
	③ 仕事・生活サポートデスク相談件数	1,486	1,100	1,027	-	-	

（問題点・課題分析）	就職活動の長期化によるモチベーションの低下している支援対象者や、パート・アルバイト等低賃金の就労先しか得られず将来に不安を抱える支援対象者に対し、どのように積極的・効果的な就労活動を行ってもらうかが今後の課題である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 国の要領による事業であり、全特別区で実施。（仕事・生活サポートデスクは、区単独事業）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	隣接するハローワーク常設窓口「就労支援コーナーあらかわ」への紹介を中心に早期の常用就職につながるように支援する。	「就労支援コーナーあらかわ」へ8名の支援対象者を紹介し、延6名を就職につなげることができた。	生活困窮者自立支援事業・住居確保給付金の枠組みで事業展開。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
休止・完了	休止・完了	生活困窮者自立支援法施行に伴い、同法の生活困窮者自立支援事業・住居確保給付金の枠組みにおいて事業を展開する。

況議（会要旨）問状	
-----------	--